

高松市監査委員告示第12号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年4月30日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 高松市監査委員 | 木 | 田 | 一 | 彦 |
| 同       | 鍋 | 嶋 | 明 | 人 |
| 同       | 三 | 笠 | 輝 | 彦 |
| 同       | 橋 | 本 | 浩 | 之 |

# 監査結果に基づく措置通知

(包括外部監査)

(令和3年4月30日)



An audit committee member of Takamatsu city

 高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

 087-839-2652

 kansa@city.takamatsu.lg.jp



# 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R3.4.30

監査実施年度 平成24年度

監査テーマ 高松市の関連諸団体

| 措置通知 No. | 区分 ※ | 項目   | 報告書 該当ページ    | 所管課等    |       | 措置 通知日  |
|----------|------|--|--------------|---------|-------|---------|
| 1        | 指摘   | 一者随意契約とする理由を明確にした上で、積算根拠の検討などを助成金の要件とすべきもの（高松市中央卸売市場運営協議会）               | P258、259     | 創造都市推進局 | 市場管理課 | R3.3.29 |
| 2        | 指摘   | 収益事業については、貸借対照表の作成や損益を計算すべきもの（高松市中央卸売市場清掃協力会・青果部清掃協力会・水産物部清掃協力会）         | P261         |         |       |         |
| 3        | 指摘   | 車両の入場許可については、市が審査の上、許可を与えるなどの管理をすべきもの（高松市中央卸売市場清掃協力会・青果部清掃協力会・水産物部清掃協力会） | P261         |         |       |         |
| 4        | 意見   | 預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて（高松市中央卸売市場運営協議会）              | P144、258     |         |       |         |
| 5        | 意見   | 振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて（高松市中央卸売市場運営協議会）                            | P144、145、258 |         |       |         |
| 6        | 意見   | 会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算の様式を使用することについて（高松市中央卸売市場運営協議会）                | P145、258     |         |       |         |
| 7        | 意見   | 団体が行う契約は市に準拠するなどの規程化と一定額以上の支払に係る承認について（高松市中央卸売市場運営協議会）                   | P145、258     |         |       |         |
| 8        | 意見   | 見積合せを原則とするとともに、毎年同一者が落札している場合の調査について（高松市中央卸売市場運営協議会）                     | P145、258     |         |       |         |
| 9        | 意見   | 納品や実施後の検収は、発注書に基づき事務処理担当者以外により行われることについて（高松市中央卸売市場運営協議会）                 | P145、146、258 |         |       |         |
| 10       | 意見   | 長期間使用する備品で一定額以上のものについては、管理簿を作成し、管理することについて（高松市中央卸売市場運営協議会）               | P146、258     |         |       |         |
| 11       | 意見   | 総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松市中央卸売市場運営協議会）                              | P147、258     |         |       |         |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R3.4.30

| 措置通知 No. | 区分 ※ | 項目  | 報告書 該当ページ | 所管課等    |       | 措置 通知日  |
|----------|------|---|-----------|---------|-------|---------|
| 12       | 意見   | 財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて（高松市中央卸売市場運営協議会）                 | P147、258  | 創造都市推進局 | 市場管理課 | R3.3.29 |
| 13       | 意見   | 監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（高松市中央卸売市場運営協議会）                      | P148、258  |         |       |         |
| 14       | 意見   | 公の求める管理上の手続きを実施すること、出納事務などの関与の可否を検討することについて（高松市中央卸売市場運営協議会）             | P259      |         |       |         |
| 15       | 意見   | 収益も含めた廃棄物処理費の実態をもとに市の負担水準を決定することについて（高松市中央卸売市場清掃協力会・青果部清掃協力会・水産物部清掃協力会） | P261      |         |       |         |

監査実施年度 平成27年度

監査テーマ 情報システムに関する事務の執行について

| 措置通知 No. | 区分 ※ | 項目  | 報告書 該当ページ | 所管課等  |     | 措置 通知日  |
|----------|------|---|-----------|-------|-----|---------|
| 16       | 指摘   | 重要性分類Ⅰに該当する情報資産と考えられるが、暗号化等を施して管理が行われていないことについて | P75       | 市民政策局 | 市民課 | R3.3.15 |
| 17       | 指摘   | 各種操作・接続記録等に対する定期的な分析が行われていないことについて              | P79       |       |     |         |

監査実施年度 平成29年度

監査テーマ 特別会計の財務事務の執行について

| 措置通知 No. | 区分 ※ | 項目                             | 報告書 該当ページ | 所管課等    |       | 措置 通知日  |
|----------|------|--------------------------------|-----------|---------|-------|---------|
| 18       | 意見   | 市場使用料設定資料の保管について（卸売市場事業特別会計）   | P144      | 創造都市推進局 | 市場管理課 | R3.3.29 |
| 19       | 意見   | 市場使用料（売上高割）の検証について（卸売市場事業特別会計） | P145      |         |       |         |

## 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R3.4.30

監査実施年度 令和元年度

監査テーマ 高松市の外国籍の方に関連する政策

| 措置通知<br>No. | 区分<br>※ | 項目            | 報告書<br>該当ページ | 所管課等  |     | 措置<br>通知日 |
|-------------|---------|---------------|--------------|-------|-----|-----------|
| 20          | 意見      | 外国人への情報提供について | P42          | 市民政策局 | 市民課 | R3.3.26   |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

## 指摘又は意見

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成24年度／高松市の関連諸団体  |  |
| 区分               | 指 摘   |  |
| 指摘の項目            | 一者随意契約とする理由を明確にした上で、積算根拠の検討などを助成金の要件とすべきもの（高松市中央卸売市場運営協議会）  |  |
| 指摘の内容            | <p>市場フェスタ関連委託のうち、全体の企画運営事業につき、継続して同一の団体に随意契約により委託されている。</p> <p>当初は入札されたとのことであるが、市費負担による事業の実施方法としては不適當であり、入札等の手続によるか、一者随意契約とする理由を明確にした上で、積算根拠を検討するなどの手続が取られることを助成金の要件とする必要がある。</p>   |  |
| 報告書該当<br>ページ     | P258、259  |  |
| 報告書への<br>リンク     | <a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf</a> |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |  |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和3年3月29日  |
| 所管課等  | 創造都市推進局<br>市場管理課   |
| 措置結果  | <p>本件指摘事項に係るたかまつ市場フェスタ企画運営事業委託業務については、市場関係者向けのプレゼンテーションを経て複数業者から、1者を選定し業務を委託している。これは、市場関係者と協議した結果、市場関係者の技術等が蓄積されていない状況で、毎年業者が変わるのは、イベントを育てていく観点から問題があるとの結論に至ったためであり、反省点に鑑み、次回の仕様書に盛り込むことを条件に、3年間は同一業者に委託することとしている。</p> |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

## 指摘又は意見

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成24年度／高松市の関連諸団体  |  |
| 区 分              | 指 摘   |  |
| 指 摘 の 項 目        | 収益事業については、貸借対照表の作成や損益を計算すべきもの（高松市中央卸売市場清掃協力会・青果部清掃協力会・水産物部清掃協力会）  |  |
| 指 摘 の 内 容        | 収益事業については、貸借対照表も作成し、資金収支だけではなく、損益も計算することが望まれる。市は事業に関する事務を行っていないが、全体と見て補助金が拠出される事業であり、清掃等業務にかかる取引と資金負担の実態を把握する必要がある。   |  |
| 報告書該当<br>ページ     | P261  |  |
| 報告書への<br>リンク     | <a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf</a> |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |   |
|-------|---|
| 措置通知日 | 令和3年3月29日   |
| 所管課等  | 創造都市推進局<br>市場管理課  |
| 措置結果  | <p>本件指摘事項については、青果部と水産物部の清掃協力会に対して、高松市からは財政的な援助を行っていない。</p> <p>また、高松市中央卸売市場清掃協力会は、市と市場関係者が協議の上、各部の関係者が負担すると決めたごみ処理等必要な経費に、会員からの負担金や段ボールの売却などで得た収入を充てており、収支会計を作成し、適正に事業管理を行っていることを確認した。</p> <p>なお、同協力会は任意団体であることから、貸借対照表や損益計算書の財務諸表は作成しないこととした。</p> |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

## 指摘又は意見

|                  |  |  |
|------------------|--|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成24年度／高松市の関連諸団体   |  |
| 区 分              | 指 摘  |  |
| 指 摘 の 項 目        | 車両の入場許可については、市が審査の上、許可を与えるなどの管理をすべきもの（高松市中央卸売市場清掃協力会・青果部清掃協力会・水産物部清掃協力会）   |  |
| 指 摘 の 内 容        | <p>車両入場許可証の発行事業は、車両入場に伴い廃棄物が発生することに着目し、清掃費等の負担を求めるという名目で当団体が行っている。市場内の駐車スペースは、自由利用と駐車場料金を課金するスペースに分かれている。駐車場料金は、市場開設者である市に帰属する。自由スペースを含め、そもそも市場は、市場関係者だけが入場する施設であり、その出入りは市場開設者である市長の指示に従わなければならないとされている。（高松市中央卸売市場業務条例第85条 ※現：第74条）</p> <p>車両の入場許可が必要であるならば、市が審査の上、許可を与え、許可内容も市が管理するべきである。許可証の発行は、開設者であり、管理責任を負う市が行うべき事業である。</p> <p>車両入場許可で得た費用で清掃・衛生費の負担を賄うという課金自体は、市場関係者間で合意して決定すればいいと思われるが、車両入場許可証の有料発行という課金の方法は適当と思われない。</p> |  |
| 報告書該当<br>ページ     | P261   |  |
| 報告書への<br>リンク     | <a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf</a>  |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |  |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和3年3月29日  |
| 所管課等  | 創造都市推進局<br>市場管理課   |
| 措置結果  | <p>本件指摘事項については、従来から、本市が「場内秩序保持及び市場への出入等に関する要領」に基づき審査及び許可や許可証の交付をしている。</p> <p>なお、令和2年度から、清掃やごみ処理に要する費用の分担金として、各部の清掃協力会が、車両で入場する者に対し、市場関係者への協力依頼という形で、自主的に協力金を徴収する位置付けに改めることとした。</p> |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

## 指摘又は意見

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成24年度／高松市の関連諸団体  |  |
| 区 分              | 意 見   |  |
| 意見の項目            | 預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて（高松市中央卸売市場運営協議会）   |  |
| 意見の内容            | 預金からの引き出しにより支払う件数が多数になる場合は、合計額で入金又は出金をし、それにかかる支払明細表を保管することで足りると思われる。  |  |
| 報告書該当<br>ペー ジ    | P144、258  |  |
| 報告書への<br>リン ク    | <a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf</a> |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |  |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和3年3月29日                                      |
| 所管課等  | 創造都市推進局<br>市場管理課                               |
| 措置結果  | 本件意見については、平成30年度から、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することとした。 |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

## 指摘又は意見

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成24年度／高松市の関連諸団体  |  |
| 区分               | 意見  |  |
| 意見の項目            | 振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて（高松市中央卸売市場運営協議会）   |  |
| 意見の内容            | 一定金額以上の支払は、振込を原則とするなどのルール化が望ましい。<br>イベント会場など、管理部署以外の場所で支払いが行われたりする場合には、仮払制度の導入を検討することが望まれる。   |  |
| 報告書該当<br>ページ     | P144、145、<br>258  |  |
| 報告書への<br>リンク     | <a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf</a> |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |   |
|-------|---|
| 措置通知日 | 令和3年3月29日   |
| 所管課等  | 創造都市推進局<br>市場管理課  |
| 措置結果  | 本件意見については、令和3年2月1日付けで、「高松市中央卸売市場運営協議会事務及び出納処理要領」の一部改正を行い、金融機関への振込を原則とし、旅費等の仮払いを可能とする仮払制度を導入することとした。 |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

## 指摘又は意見

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成24年度／高松市の関連諸団体  |  |
| 区分               | 意見  |  |
| 意見の項目            | 会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算する様式を使用することについて（高松市中央卸売市場運営協議会）  |  |
| 意見の内容            | 現金の支出から、会の精算までの日数は、著しくかい離しないことを原則とすることが望まれる。<br>また、会員等が立替払を行う場合には、使途・支払者（立替者）を記入の上、会計担当者が予算費目等を記入し、精算する様式の使用を原則とするべきである。  |  |
| 報告書該当<br>ページ     | P145、258  |  |
| 報告書への<br>リンク     | <a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf</a> |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |  |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和3年3月29日                                    |
| 所管課等  | 創造都市推進局<br>市場管理課                             |
| 措置結果  | 本件意見については、立替払は行っていないため、様式は不要と判断し、作成しないこととした。 |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

## 指摘又は意見

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成24年度／高松市の関連諸団体  |  |
| 区分               | 意見  |  |
| 意見の項目            | 団体が行う契約は市に準拠するなどの規程化と一定額以上の支払に係る承認について（高松市中央卸売市場運営協議会）  |  |
| 意見の内容            | 団体で行われる契約は、原則として市に準拠するなどの規程化が望まれる。また、見積合せを行う金額の水準は、団体の規模が小さいことから考えると、市よりも低い金額水準とすることが望まれる。<br>また、10万円など、一定額以上の支払いが予定される場合、契約（発注）以前に承認を得る制度とすることが望まれる。   |  |
| 報告書該当<br>ページ     | P145、258  |  |
| 報告書への<br>リンク     | <a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf</a> |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |  |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和3年3月29日  |
| 所管課等  | 創造都市推進局<br>市場管理課   |
| 措置結果  | 本件意見については、令和3年2月1日付けで、「高松市中央卸売市場運営協議会事務及び出納処理要領」の一部改正を行い、契約の方法について明記し、決裁を受けた上で執行することとした。 |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

## 指摘又は意見

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成24年度／高松市の関連諸団体  |  |
| 区分               | 意見  |  |
| 意見の項目            | 見積合せを原則とするとともに、毎年同一者が落札している場合の調査について（高松市中央卸売市場運営協議会）  |  |
| 意見の内容            | <p>見積合せを原則とするとともに、一定額以上のものは市と同様の厳格な入札手続きをとる必要がある。特に、市の補助金による事業では、厳格に実施される必要がある。</p> <p>また、入札しているにもかかわらず、毎年（3年以上程度）単数の入札者しかいなかったり、同一者が落札しているような場合は、その原因を調査することが望まれる。</p>   |  |
| 報告書該当<br>ページ     | P145、258  |  |
| 報告書への<br>リンク     | <a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf</a> |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |  |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和3年3月29日  |
| 所管課等  | 創造都市推進局<br>市場管理課   |
| 措置結果  | <p>本件意見については、令和3年2月1日付けで「高松市中央卸売市場運営協議会事務及び出納処理要領」の一部改正を行い、契約の方法について明記した。</p> <p>また、たかまつ市場フェスタ企画運営事業委託業務については、市場関係者向けのプレゼンテーションを経て複数業者から、1者を選定し業務を委託している。これは、市場関係者と協議した結果、市場関係者の技術等が蓄積されていない状況で、毎年業者が変わるのは、イベントを育てていく観点から問題があるとの結論に至ったためであり、反省点に鑑み、次回の仕様書に盛り込むことを条件に、3年間は同一業者に委託することとしている。</p> |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

## 指摘又は意見

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成24年度／高松市の関連諸団体  |  |
| 区分               | 意見  |  |
| 意見の項目            | 納品や実施後の検収は、発注書に基づき事務処理担当者以外により行われることについて（高松市中央卸売市場運営協議会）  |  |
| 意見の内容            | 納品や実施後の検収は、支払承認と同様に、発注書に基づき、事務処理担当者以外により行われることが望まれる。  |  |
| 報告書該当<br>ページ     | P145、146、<br>258  |  |
| 報告書への<br>リンク     | <a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf</a> |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |   |
|-------|---|
| 措置通知日 | 令和3年3月29日   |
| 所管課等  | 創造都市推進局<br>市場管理課  |
| 措置結果  | 本件意見については、令和3年2月1日付けで一部改正した「高松市中央卸売市場運営協議会事務及び出納処理要領」に基づき、検収は事務処理担当者以外の者が行うこととした。 |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

## 指摘又は意見

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成24年度／高松市の関連諸団体  |  |
| 区分               | 意見  |  |
| 意見の項目            | 長期間使用する備品で一定額以上のものについては、管理簿を作成し、管理することについて（高松市中央卸売市場運営協議会）  |  |
| 意見の内容            | 長期間（1年を超えて）使用する備品で、一定額以上のものについては、市の資産や構成員、職員の資産と区分管理するためにも、入手年月・金額・購入先・保管場所などを記録する管理簿を作成し、現物管理に用いることが望まれる。  |  |
| 報告書該当<br>ページ     | P146、258  |  |
| 報告書への<br>リンク     | <a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf</a> |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |   |
|-------|---|
| 措置通知日 | 令和3年3月29日   |
| 所管課等  | 創造都市推進局<br>市場管理課  |
| 措置結果  | 本件意見については、平成26年11月から、1件の取得価格が1万円以上（消費税込み）の備品等の財産を取得した場合、備品管理台帳に記入し、管理することとした。 |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

## 指摘又は意見

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成24年度／高松市の関連諸団体  |  |
| 区分               | 意見  |  |
| 意見の項目            | 総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松市中央卸売市場運営協議会）   |  |
| 意見の内容            | 市の職員が何らかの事務を行う団体では、事務処理の根拠を明確にするためにも、総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し、参加者のうちから署名人を選定して、署名を受けることを原則とするべきである。  |  |
| 報告書該当<br>ページ     | P147、258  |  |
| 報告書への<br>リンク     | <a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf</a> |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |  |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和3年3月29日                                    |
| 所管課等  | 創造都市推進局<br>市場管理課                             |
| 措置結果  | 本件意見については、令和2年度から、総会等の議事録を作成し、監事が署名を行うこととした。 |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

## 指摘又は意見

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成24年度／高松市の関連諸団体  |  |
| 区分               | 意見  |  |
| 意見の項目            | 財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて（高松市中央卸売市場運営協議会）   |  |
| 意見の内容            | 計算書類として、NPO法人の計算書類の様式を基本とするなどにより、財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することが望まれる。<br>少なくとも、期末現預金と収支計算書の残高との差額の明細は記載することが望まれる。  |  |
| 報告書該当<br>ページ     | P147、258  |  |
| 報告書への<br>リンク     | <a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf</a> |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |   |
|-------|---|
| 措置通知日 | 令和3年3月29日   |
| 所管課等  | 創造都市推進局<br>市場管理課  |
| 措置結果  | 本件意見については、財産は現金のみであるため、事業報告、収支決算、監査報告、事業計画、収支予算及び残高証明書を総会資料として作成している。 |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

## 指摘又は意見

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成24年度／高松市の関連諸団体  |  |
| 区 分              | 意 見   |  |
| 意見の項目            | 監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（高松市中央卸売市場運営協議会）  |  |
| 意見の内容            | 監事に実施してもらいたい項目のチェックリストを作成し、監事監査時に提示し、必要事項の監査を受けることが望まれる。  |  |
| 報告書該当<br>ページ     | P148、258  |  |
| 報告書への<br>リンク     | <a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf</a> |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |   |
|-------|---|
| 措置通知日 | 令和3年3月29日   |
| 所管課等  | 創造都市推進局<br>市場管理課  |
| 措置結果  | 本件意見については、令和2年度から、チェックリストを作成し、必要事項の監査を受けるように改め、適正に運用している。 |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

## 指摘又は意見

|                  |  |  |
|------------------|--|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成24年度／高松市の関連諸団体   |  |
| 区 分              | 意 見  |  |
| 意見の項目            | 公の求める管理上の手続きを実施すること、出納事務などの関与の可否を検討することについて（高松市中央卸売市場運営協議会）  |  |
| 意見の内容            | <p>市が設置する福祉施設などの他の施設と異なり、市場は経済活動に必要な施設であり、利用者が営利を目的とした事業者である。市場の運営は、利用者のニーズをくみ取って行われなければ、市場という施設の設置目的は達成できない。しかし、利用者に対して過度の経済的利益を供与する結果とならないことも公設市場としては重要である。</p> <p>少なくとも、市と利用者が混然一体とした運営状況にならないよう、占用許可など、公の求める管理上の手続きを実施する必要がある。</p> <p>この点から考えると、出納事務や集計まで市の職員が関与することの可否についても、検討が必要である。</p> |  |
| 報告書該当<br>ページ     | P259   |  |
| 報告書への<br>リンク     | <a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf</a>  |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |  |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和3年3月29日  |
| 所管課等  | 創造都市推進局<br>市場管理課   |
| 措置結果  | <p>本件意見については、平成25年度から、高松市中央卸売市場運営協議会からの申請に基づき、行政財産の目的外使用許可の手続きを行うよう改め、運営協議会で雇用した職員が出納事務等を行うこととした。</p> <p>また、市予算に「市場情報提供業務等委託料」として計上され、直接、同協議会職員に支出していたものを、平成26年度から、同協議会の予算（収入・支出）に計上し、出納事務等を適正に行えるよう見直しを行った。</p> |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

## 指摘又は意見

|                  |  |  |
|------------------|--|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成24年度／高松市の関連諸団体   |  |
| 区 分              | 意 見  |  |
| 意見の項目            | 収益も含めた廃棄物処理費の実態をもとに市の負担水準を決定することについて（高松市中央卸売市場清掃協力会・青果部清掃協力会・水産物部清掃協力会）  |  |
| 意見の内容            | <p>収益を生んでいる3事業①ごみ袋の販売、②発泡スチロールの溶融処理、③車両入場許可証の発行のうち②は、エネルギー価格の高騰に伴い、収益が発生しており、繰越金等の金額も2,200万円と多額である。市は、廃棄物処理費として補助金を拠出しているが、収益も含めた廃棄物処理費の実態をもとに、市の負担水準を決める必要がある。</p> <p>現在の繰越金は、溶融炉の買い替えに必要な金額として積み立てられているものを含んでいるが、更新時期の目安と必要な金額を明確にし、必要額を算出し、それ以外は廃棄物処理費に充てるべきであろう。</p> |  |
| 報告書該当<br>ページ     | P261   |  |
| 報告書への<br>リンク     | <a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf</a>                                |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |  |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和3年3月29日  |
| 所管課等  | 創造都市推進局<br>市場管理課   |
| 措置結果  | <p>本件意見については、令和2年度から、廃棄物処理費のうち処分費について、総価契約から単価契約（1kg当たり）に変更し、廃棄物排出量に応じた処分費になるように見直すとともに、補助金交付額を廃棄物処理費の1/2から、予算の範囲内で廃棄物処理費の1/2を限度として交付するよう改めるなど、市の負担水準の見直しを図った。</p> <p>これにより令和2年度の補助金交付額は、平成29年度の19,271千円から4,271千円減の15,000千円となっている。</p> |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.16

## 指摘又は意見

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成27年度／情報システムに関する事務の執行について  |  |
| 区 分              | 指 摘   |  |
| 指 摘 の 項 目        | 重要性分類Ⅰに該当する情報資産と考えられるが、暗号化等を施して管理が行われていないことについて   |  |
| 指 摘 の 内 容        | 重要性分類Ⅰに該当する情報資産と考えられるが、暗号化等を施して管理が行われていない。  |  |
| 報告書該当<br>ペ ー ジ   | P75   |  |
| 報告書への<br>リ ン ク   | <a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf</a> |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|         |   |
|---------|---|
| 措置通知日   | 令和3年3月15日   |
| 所 管 課 等 | 市民政策局<br>市民課  |
| 措 置 結 果 | 本件指摘事項については、平成31年4月1日付けで改正した「情報セキュリティ対策基準」に基づき、住民情報基盤システムなどの重要性分類Ⅰに該当する資産は、耐火、耐熱等の措置を講じた施設できる場所で保管するとともに、特に重要と思われるパスワード情報は、システム内で暗号化を施す等、適切な管理を行うこととした。 |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.17

## 指摘又は意見

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成27年度／情報システムに関する事務の執行について  |  |
| 区 分              | 指 摘   |  |
| 指 摘 の 項 目        | 各種操作・接続記録等に対する定期的な分析が行われていないことについて  |  |
| 指 摘 の 内 容        | 各種操作・接続記録等に対する定期的な分析が行われていない。   |  |
| 報告書該当<br>ページ     | P79   |  |
| 報告書への<br>リンク     | <a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf</a> |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |   |
|-------|---|
| 措置通知日 | 令和3年3月15日   |
| 所管課等  | 市民政策局<br>市民課  |
| 措置結果  | 本件指摘事項については、令和元年度から、各種操作・接続記録等が適正に行われているか、年1回定期的な分析を行い、確認することとした。 |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.18

## 指摘又は意見

|                  |  |  |
|------------------|--|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成29年度／特別会計の財務事務の執行について  |  |
| 区 分              | 意 見  |  |
| 意見の項目            | 市場使用料設定資料の保管について（卸売市場事業特別会計）   |  |
| 意見の内容            | <p>市場使用料設定及び改定についての根拠説明資料については、一般会計からの繰入を求めざるを得ないこととなる背景など、過程の説明・根拠となる資料を整理し漏れなく保管することが望まれる。これは今後の状況や環境の変化に伴い市場使用料を改定する場合も同様である。</p> <p>また、その際には、市場使用料算出の結果だけではなくその金額の積算根拠を説明できる程度に詳細なものでなければ使用価値は低いと考えられる。花き棟定温保管庫新設時の市場使用料を積算した資料は、相当程度に詳細に作成されており、今後の市場使用料設定において十分に参考になると考えられることから、当該データについては保管し、料金改定自体がそれほど頻繁でないことから担当変更時は必ず引継ぎ事項にするなど留意することが望ましい。</p> |  |
| 報告書該当<br>ページ     | P144   |  |
| 報告書への<br>リンク     | <a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf</a>  |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |   |
|-------|---|
| 措置通知日 | 令和3年3月29日   |
| 所管課等  | 創造都市推進局<br>市場管理課  |
| 措置結果  | 本件意見については、平成30年度から、重要な公文書として、30年保管とし、担当者間において、確実に事務引継ぎを行うこととした。 |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.19

## 指摘又は意見

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 平成29年度／特別会計の財務事務の執行について   |  |
| 区 分              | 意 見   |  |
| 意見の項目            | 市場使用料（売上高割）の検証について（卸売市場事業特別会計）  |  |
| 意見の内容            | <p>市場使用料は、卸売業者等の月次販売金額に定められた料率を乗じて算出しているが、その販売金額については、業者からの自己申告（月次報告）をもとに算出している。自己申告である限り、虚偽の申告も可能であることから、卸売業者等の自己申告（月次報告）について、他の信頼できる資料と突合して確認することが有用である。国への報告資料の一部である卸売業者等の決算書との整合性を確認する、確定申告書との整合性を確認するなどが考えられる。</p>           |  |
| 報告書該当<br>ページ     | P145  |  |
| 報告書への<br>リンク     | <a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf</a> |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |  |
|-------|--|
| 措置通知日 | 令和3年3月29日  |
| 所管課等  | 創造都市推進局<br>市場管理課   |
| 措置結果  | <p>本件意見については、令和2年度から、月次報告書（「産地別、品目別、日別月間取扱高計算書」）と決算書（「事業報告書」）を突合し、検証することとした。</p> |

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.20

## 指摘又は意見

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／<br>監査テーマ | 令和元年度／高松市の外国籍の方に関連する政策  |  |
| 区 分              | 意 見   |  |
| 意見の項目            | 外国人への情報提供について   |  |
| 意見の内容            | <p>外国籍の住民に関しては、最初の窓口である住民登録の時点で、各種の情報収集及び情報提供を行っているが、日本語を十分に読めない外国人が理解できる方法によって行うなど、実効性のある方法を検討することが望まれる。</p>   |  |
| 報告書該当<br>ページ     | P42   |  |
| 報告書への<br>リンク     | <a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021301.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021301.pdf</a> |  |

## 指摘又は意見に対する措置

|       |   |
|-------|---|
| 措置通知日 | 令和3年3月26日   |
| 所管課等  | 市民政策局<br>市民課  |
| 措置結果  | <p>本件意見については、令和2年8月から、窓口付近に、外国人住民向けのチラシ等を配置する専用コーナーを設けるとともに、3年1月には自動翻訳機能がある市ホームページに、外国人住民の手続についてまとめたカテゴリ「外国人住民のみなさまへ」を新規作成し、分かりやすい表示とした。</p> <p>なお、3月22日からは、外国人住民にとって便利な情報を容易に案内するためのQRコード付チラシを、やさしい日本語と多言語で作成し、住民異動届出時等に配布することとした。</p> |